札幌市告示第4187号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年11月６日

札幌市長　秋元　克広

記

1　契約担当部局

〒060-0001　札幌市中央区北１条西２丁目札幌時計台ビル10階
札幌市市民文化局文化部文化財課文化財係　電話(011)211-2312
メールアドレス　bunkazai-keiyaku@city.sapporo.jp

2　入札に付する事項

(1) 役務の名称　八窓庵等冬期仮設養生上屋設置撤去業務
(2) 調達案件の仕様等　入札説明書による。
(3) 履行期間　契約締結日から令和９年４月23日まで
(4) 履行場所　札幌市中央区中島公園１番地の内（中島公園日本庭園内）
(5)　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2)　令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。
(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(4)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
(5)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
(6)　建設業許可「建築工事業」を取得している事業者であること。

4　入札書の提出場所等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問合せ場所

上記１及び札幌市公式ホームページ上に掲載

https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/ippann.html

(2)　入札書の提出先及び提出期限

令和８年（2026年）11月16日（月）11時00分（必着）

札幌市市民文化局文化部文化財課文化財係

（札幌市中央区北１条西２丁目札幌時計台ビル10階）

(3)　開札

令和８年（2026年）11月16日（月）13時00分

札幌市市民文化局文化部会議室（中央区北１条西２丁目札幌時計台ビル10階）

(4)　入札書の提出方法

入札書は、様式１「入札書」にて作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア　持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載し、上記１あてに期限までに提出すること。

イ　郵送する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合その名称又は商号）を記載すること。

ウ　代理人が入札する場合にあっては委任状を入札書と同封せずに提出すること。

エ　電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

5　入札手続等

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3)　入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4)　契約書作成の要否　要

(5)　最低制限価格の設定　無

(6)　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札候補者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と

確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7)　詳細は入札説明書による。